

いつも聞こえるみんなの声

タウンメール

町のみんなのコミュニケーション

あなたの町政に対する

意見・要望・質問やさまざまな情報をお寄せください

まちづくり政策課調整係では、皆さんの声を広く町政に反映させる広聴活動として「タウンメール」を実施しています。

この「タウンメール」は、町民の皆さんの町政に対するご意見・ご要望、ご質問などを記入していただき、最寄りの郵便ポストへ投函していただくというものです。

地域づくりや町づくりなどに関する意見・要望のほか、行政への疑問や情報提供など、あなたが知りたいことや知らせたいことも大歓迎です。お気軽にあなたの声をお聞かせください。皆さんの声が明日の弟子屈町をつくれます。

寄せられた声に対する回答は広報紙への掲載、または、ご本人へ直接通知します。回答につきましては回答は封書を投函していただいた時期により、翌々月の広報紙に掲載となる場合もあるほか、内容によっては回答しかねる場合もありますのでご了承ください。

また、匿名の方に対する回答は、いたしかねます。

記入の仕方

- * 町づくりなどに関するご意見・ご要望のほか、行政への疑問や情報提供などのあなたが知りたいことや知らせたいことも、ご自由にお書きください。
- * 誹謗(ひぼう)中傷や営利を目的とした内容はご遠慮願います。
- * 封書は点線にそって切り、折ってノリ付けし、切手を貼らずにそのままポストへご投函ください。
- * この封書の差出有効期限は令和4年3月31日ですので、それまでにご投函ください。
- * 内容によってはこちらから内容確認を行うことや、直接回答を行う場合などがありますので、住所・氏名・性別・年齢・電話番号は必ず記入してください。なお、広報紙に掲載する場合は、氏名は公表しません。

◆お問い合わせ先／役場まちづくり政策課調整係 ☎482-2913(課直通)

あなたの声をお気軽ににお寄せください

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

いつも聞こえるみんなの声 **タウンメール**

ご住所					
お名前					
電話番号					
年齢			性別	男	女

後期高齢者医療制度のお知らせ

令和3年度の保険料などについて

6月に保険料額をお知らせします

令和3年度の保険料については、6月に個別にお知らせします。

《保険料の計算方法》

均等割 【1人当たりの額】 52,048円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (令和2年中の所得ー最大43万円) × 10.98%	=	1年間の保険料 【限度額64万円】 (100円未満切捨)
------------------------------------	---	---	---	------------------------------------

- 1年間の保険料の上限額は64万円です。
- 所得の少ない方は、世帯主や被保険者の所得に応じて保険料が軽減されます。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- 前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

※保険料のお支払いが困難な場合は役場健康こども課保険年金係へご相談ください。災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別な事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、申請により保険料の減免を受けられる場合があります。

ジェネリック医薬品の利用について

医療機関で処方される薬には、新薬(先発医薬品)とジェネリック医薬品(後発医薬品)があります。ジェネリック医薬品の処方を希望される方は、医師や薬剤師にその旨を伝えるか、医療機関や薬局の窓口に提示する保険証やおくすり手帳に、「ジェネリック医薬品希望シール」を貼ることで意志を伝えることができます。「ジェネリック医薬品希望シール」が必要な方は、役場健康こども課保険年金係までお問い合わせください。

◆効き目・安全性について

ジェネリック医薬品は、新薬と同等の効果・効能を持ち、厚生労働省の基準を満たしている安全なお薬です。ご希望される場合は、必ず主治医や薬剤師によく相談しましょう。

◆価格について

ジェネリック医薬品を利用すると、お薬代が安くなります。薬によって異なりますが、新薬より3割以上、中には5割以上安くなるものもあります。

問い合わせ先／北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601
役場健康こども課保険年金係 ☎482-2935(課直通)

苗木無料配布会を行います

※新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を行ったうえで実施します。

美しい緑のふるさとを次の世代に引き継ぐために「苗木無料配布会」を行います。みんなで町に緑を増やしましょう。



- ▶ 日時・場所 / 6月15日(火) 役場川湯支所前10時30分 役場庁舎前14時
- ▶ 対象 / 弟子屈町民の方
- ▶ 配布樹種 / プラム・クラブアップル
苗木の生育状況によっては、樹種を変更することもあります。

- 苗木がなくなり次第、配布終了となります。
- 数に限りがありますので、1世帯1株の配布となります。
- 川湯地区と弟子屈地区の両方で配布を受けることはご遠慮ください。
- 配布の際には、「緑の募金」へのご協力をお願いいたします。



問い合わせ先／弟子屈町緑化推進委員会(事務局:役場農林課林務係内) ☎482-2936(課直通)

令和5年度までの介護保険料が決定

町では、介護サービスを提供するために必要な財源の一部となる令和3年度から令和5年度までの介護保険料が決定しました。

介護保険料は所得に応じた負担となるよう10段階に設定し、各所得段階の介護保険料は基準額である第5段階の介護保険料66,000円に基準額に対する割合を乗じて算出しています。

第1段階から第6段階までの対象者の要件は令和2年度までの3年間と変わりませんが、第7段階から第10段階までの対象者の要件が見直されたことと多くの所得段階で基準額に対する割合が見直され、介護保険料の基準額が見直されたことによって介護保険料が下がる方が多くなるものと思われます。

なお、介護保険料は第1段階で33,000円、第2段階と第3段階で49,500円ですが、公費により軽減される(第4段階から第10段階まで(世帯の誰かに住民税が課税されている方)の介護保険料は軽減されません)ため、実際に納めていただく介護保険料は第1段階で19,800円、第2段階で33,000円、第3段階で46,200円となります。

所得段階	対象者	基準額に対する割合	介護保険料(年額)
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護の受給者 老齢福祉年金の受給者で、本人及び世帯全員が住民税非課税の方 世帯全員が住民税非課税で、公的年金等収入額とその他の合計所得金額(※1)の合計額が80万円以下の方 	×0.500	33,000円
		↓(軽減) ×0.300	↓(軽減) 19,800円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、公的年金等収入額とその他の合計所得金額(※1)の合計額が120万円以下の方のうち、第1段階の方でない方	×0.750 ↓(軽減) ×0.500	49,500円 ↓(軽減) 33,000円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、公的年金等収入額とその他の合計所得金額(※1)の合計額が120万円を超える方のうち、第1段階の方でない方	×0.750 ↓(軽減) ×0.700	49,500円 ↓(軽減) 46,200円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、公的年金等収入額とその他の合計所得金額(※1)の合計額が80万円以下の方	×0.90	59,400円
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、公的年金等収入額とその他の合計所得金額(※1)の合計額が80万円を超える方	×1.00	66,000円 (基準額)
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額(※2)が120万円未満の方	×1.20	79,200円
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額(※2)が120万円以上210万円未満の方	×1.30	85,800円
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額(※2)が210万円以上320万円未満の方	×1.50	99,000円
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額(※2)が320万円以上430万円未満の方	×1.70	112,200円
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額(※2)が430万円以上の方	×1.80	118,800円

※1 その他の合計所得金額とは、合計所得金額(※2)から公的年金等収入に係る雑所得を控除した後の額です。ただし、第1段階から第5段階までの対象者のその他の合計所得金額は、その合計所得金額(※2)に給与所得及び公的年金等収入に係る雑所得が含まれている場合には、所得金額調整控除を控除する前のその給与所得から10万円を控除した後で長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除も控除した後の額、その合計所得金額(※2)に給与所得が含まれている場合で公的年金等収入に係る雑所得が含まれていない場合には、その給与所得から10万円を控除した後で長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除も控除した後の額、それら以外の場合には、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除も控除した後の額です。

※2 合計所得金額とは、介護保険料を納付する年度の前年の収入から公的年金等控除、給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除、人的控除等を控除する前の額です。ただし、第6段階から第10段階までの対象者の合計所得金額は、その合計所得金額に給与所得又は公的年金等収入に係る雑所得が含まれている場合には、それらの所得の合計額から10万円を控除した後で長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除も控除した後の額、その合計所得金額に給与所得及び公的年金等収入に係る雑所得が含まれていない場合には、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除も控除した後の額です。

問い合わせ先/役場福祉課介護保険係 ☎ 4 8 2 - 2 9 2 1 (課直通)

まがへり政策課 政策調整係 行

弟子屈町役場

0883290

料金受取人払郵便
御座中央局 認
1072
差出有効期間
令和4年3月
31日まで
(切手不要)